

④退職等(普通徴収)の記載例

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

多賀城市長 殿		(特別 給与 と徴 収義 務者)	所在地	〒 985-8531 多賀城市中央二丁目1番1号											
令和 年 月 日提出			氏 名 又 称	多賀城あやめ株式会社											
			個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 8 7 6 5												
			宛 名 番 号	86123456											
			給 与 所 得 者 の 個 人 番 号	12345678											
			連 絡 者 の 係 氏 名 並 び に 電 話 番 号	総務課 田賀上 花子 (電話番号 022 - 368 - 1141)											

決定通知書（特別徴収義務者用）に記載された番号

※市町村によって異なります

給 与 所 得 者	フリガナ	タガジョウ タロウ		(ア)	(イ)	(ウ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
	氏 名	多賀城 太郎 (新姓)		特別徴収税額 (年税額)	徴収済額	未徴収税額 (ア)－(イ)			
	生年月日	S 45 年 1 月 2 日 (1月1日現在の住所…必ず記入願います。)		284,000 円	6 10 月分 月分 から まで	165,900 円			
	旧 住 所	多賀城市八幡9丁目1番1号							
	現 住 所	同上 (給与の支払を受けなくなった後の住所)							

1. 特別徴収継続の場合に記入してください。

新 し い 勤 務 先	所在地	〒												特別徴収義務者 指 定 番 号	
	フリガナ													受 給 者 番 号	
	名称又は氏名													連 絡 者 の 係 氏 名 並 び に 電 話 番 号	
	個人番号又は法人番号													(電話番号)	

2. 一括徴収の場合に記入してください。

理 由	1. 異動が12月31日以前で、申出があったため (月 日申出)		給与または退職手当等の 支払予定年月日
	2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続希望がないため (1月1日以降に退職等があった場合は、未徴収分の月割額を必ず一括徴収してください。)		年 月 日

3. 普通徴収の場合に記入してください。

理 由	1. 異動が12月31日以前で、申出がなかったため
	2. 異動が1月1日以降で、支払われる給与、退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下のため
	死亡退職の場合は、相続人代表の住所及び氏名を記入してください。 相続人代表の 住所: _____ 氏 名: _____

注意 !
納税義務者の便宜を図るため、一括徴収を推奨してください。
なお、1月1日から4月30日の間に退職等をした場合は、必ず一括徴収をしてください。
※退職時に支払われる給与や退職手当等から未徴収税額を引ききれない場合を除きます。

現年度		新年度		徴収区分	異動事由
入力者	検証者	入力者	検証者		
特 徴 徴 済 月 開始月		普 徴 徴 済 月 開始月		年金特徴 済 月	

提出先 〒985-8531 宮城県多賀城市中央二丁目1番1号 多賀城市 税務課市民税係 TEL 022-368-1370

◆一括徴収や特別徴収を継続する場合を除き、納税義務者が退職、休職、長期欠勤、死亡、会社解散等により特別徴収ができなくなった場合は、未徴収分の月割額は各個人で納める普通徴収に変更していただくことになります。ただし、当該事由(死亡を除く)の発生が令和8年1月1日から同年4月30日であるときは、特別の事由のない限り、本人からの申出に基づくことなく、未徴収分の月割額を一括徴収してください。

◆産(育)休で休職する場合は、異動の事由の「3.休職」に丸をしてください。

重要 !

異動届の提出が遅れたり、提出がない場合、従業員の異動後も特別徴収義務が継続されたままになってしまうため、特別徴収税額が未納となり、督促状が送付されることがあります。
また、従業員の方への納付書送付が遅れてしまい、納付時期などに支障が生じる場合があります。異動が生じたら速やかに異動届を提出してください。